

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本海洋観光推進機構と称する。

英語表記は、The Japan Institute of Ocean and Coastal Tourism Promotion とする。

(主たる 事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県鎌倉市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、自然と歴史に培われた日本の素晴らしい海の環境と文化を守り、次世代に発展継承すること、国際水準の海洋観光の市場創出を通じた人材育成や産業育成を図ること、これらの取り組みから日本人と海の新しい関係を構築することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 瀬戸内海、沖縄、伊勢志摩、伊豆諸島はじめ日本近海とその海岸、港、島しょ部における海洋観光資源としての、自然と景観、環境及びその保全、歴史文化、人材、料理・食材、地場産業等を活かす地域活性化のための地域資源調査事業

(2) 瀬戸内海、沖縄、伊勢志摩、伊豆諸島はじめ日本近海とその海岸、港、島しょ部における海洋観光実施に資するセーリング・ボート、モーター・ヨット、並びに小型船を活用した島巡りクルージングと海洋エコツーリズムを促進することによる海洋観光市場育成の企画立案事業

(3) 瀬戸内海、沖縄、伊勢志摩、伊豆諸島はじめ日本近海とその海岸、港、島しょ部における海洋観光資源を維持拡大する新規サービス産業の市場創出のための人材育成事業

(4) 瀬戸内海、沖縄、伊勢志摩、伊豆諸島はじめ日本近海とその海岸、港、島しょ部において、海洋観光育成に関する地域の合意形成、並びに内航・海運、地域の観光業、宿泊業、飲食業、漁業・果樹園等の地場産業等の海洋観光関連産業のネットワーク化を促進し、当該海洋観光資源を効果的に活用する新規サービス産業の市場創出のための産業基盤整備事業

(5) 海洋観光の地域間連携と船舶の危機管理ノウハウを活用した防災における地域間共通システムの構築に資する企画立案並びに防災セミナー開催等の地域水平連携促進事業

(6) 海洋観光に関する社会の関心を高めることに資する、インターネットを活用した情報発信事業並びに新聞雑誌等発行及びセミナー開催等の広報事業

(7) 海洋観光の活動の品質向上および技術開発に資する事業

(8) 前各号に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場に掲示する方法により

行う。

第2章 社員および会員

(法人の構成)

第6条 当法人は、次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」と称する）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し事業運営に参加するために入会した個人及び団体。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。

2 会員として入会するものは、理事会において別に定めるところにより、入会の申し込みを行うものとする。

3 入会は、理事会においてその可否を決定し、これをそのものに通知する。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第8条 会員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第11条 定時社員総会は、毎年事業年度終了後3か月以内に開催するほか、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の三分の一以上を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第14条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第17条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上20名内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、副理事長及び専務理事を置くことが出来る。

3 代表理事以外の理事のうち、副理事長及び専務理事を一般法人法上の業務執行理事とする。

(選任)

第18条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事、副理事長及び専務理事は、理事会においてこれを定める。

(任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選後4年以内に終了する事業年度うち最終のものに関する定時社員総会の終結までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を統括する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を掌理する。

4 専務理事は、代表理事及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって議決権の3分2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第23条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

5章 理事会

(構成)

第24条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要のある時は意見を述べなければならない。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事、副理事長及び専務理事の選定および解職

(開催)

第26条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 代表理事以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第27条 理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第28条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし代表理事が欠けたときは、

あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

(部会)

第31条 理事会の下に部会を置くことができる。

第6章 計算

(事業年度)

第32条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第33条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎年度開始日前日までに代表理事が作成し直近の社員総会の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第34条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第35条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 望月照彦

辻野圈輔

藤村洋一

設立時代表理事 望月照彦

設立時監事 中瀬勝義

(設立時社員の氏名及び住所)

第36条 設立時社員の氏名及び住所は、次とおりである。

住 所 東京都渋谷区代々木5丁目35番地12号

東急ドエル・プレステージ代々木公園 405

設立時社員 望月照彦

住 所 神奈川県鎌倉市極楽寺一丁目13番8号

設立時社員 辻野圈輔

住 所 神奈川県鎌倉市笛田三丁目13番1-216号

設立時社員 藤村洋一

(法令の準拠)

第37条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本海洋観光推進機構設立のためこの定款を作成し設立時社員が次に記名押印する。

平成26年7月20日

設立時社員 望月照彦 印

設立時社員 辻野圈輔 印

設立時社員 藤村洋一 印